

長浜市（木之本地区）における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称	所在地	停車又は駐車を する一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車が道路又は交通の 状況により支障がないものとなる ようにするため必要と認める事項	関係者
平和堂木之本店	滋賀県長浜市木之本町木之本1714-3 番地先	一般乗合旅客自動車運送事業者（伊香交通株式会社）が行う乗合旅客の運送事業（路線不定期運行及び区域運行、通称「木之本デマンドタクシー」）の用に供する自動車	最左欄の停留所等を使用している一般乗合旅客運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。 最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。	長浜市 湖国バス株式会社 滋賀県公安委員会 近畿運輸局